



「平成16年度第2回金融広報アドバイザー等研修会」開催

2月22日、大分県労働福祉会館（大分市）において、金融広報アドバイザー、金融学習グループリーダー、金融学習グループ所在市町村が参加し、標題研修会を開催しました。

講演は「外国為替証拠金取引」について、金融広報アドバイザーの矢野英昭氏から、詳しいお話が聞けました。

金融学習グループ終了報告では桃園団地（大分市）から3年間の金融学習の終了報告をしていただきました。



外国為替証拠金取引

この取引はトラブルが増加していることから、平成17年7月1日から、取扱業者に対して様々な規制を課す法律（改正金融先物取引法）が施行されます。これにより金融先物取引業者には登録が義務付けられますが、登録業者になることを前提としない業者によって法施行前に駆け込み的に不公正な勧誘を行うことが予想されますので注意が必要です。

（外国為替証拠金取引については<http://www.shiruporuto.jp/>をご覧ください）

平成16年度金融知識普及功績者表彰

金融広報アドバイザーの安東サチ子さんが金融庁長官及び日本銀行総裁から標題の表彰を受けられました。

安東さんは平成6年から10年間、当委員会の金融広報アドバイザーとして、生活設計や金融経済情報等の普及に取り組んでこられ、この永年の功績が認められ今回の表彰に至りました。

おめでとうございます。



金融知識普及功績者

金融分野における消費者教育活動を推進するため、多年にわたって国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあったもの

ペイオフ解禁の範囲が拡大されます

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息等が保護されます。具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

■預金等保護の姿

預金等の分類		平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	金額保護（恒久措置）Q1参照
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 Q2参照
外貨預金、元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）、金融債（保護預かり専用商品以外のもの）等		保護対象外 Q3参照

Q1 決済用預金はどのような預金ですか？

A1 決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもので、例えば、当座預金や利息のつかない普通預金が該当します。

Q2 預金保護の対象となっている預金等にはどのようなものがありますか？

A2 対象となっている預金等は以下のとおりです。



- ・当座預金 ・普通預金 ・別段預金 ・定期預金 ・通知預金 ・納税準備預金
- ・貯蓄預金 ・定期積金 ・掛金
- ・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む）
- ・金融債（ワイド等の保護預かり専用商品に限る）・上記を用いた積立 ・財形貯蓄商品

決済用預金以外の保護対象預金等（一般預金等といいます。）は1金融機関1人当たり、合算して元本1,000万円までとその利息等（定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等を含みます。）が保護されます。

なお、1,000万円を超える部分であっても破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります）Q5及びQ7参照

Q3 預金保護の対象となっていない預金等にはどのようなものがありますか？

A3 対象となっていない預金等は以下のとおりです。

- ・外貨預金 ・他人、架空名義預金 ・譲渡性預金 ・オフショア預金
- ・日本銀行からの預金（国庫金を除く）・金融機関からの預金（確定拠出年金の積立金の運用部分を除く）
- ・預金保険機構からの預金 ・無記名預金 ・導入預金 ・元本補てん契約のない金銭信託（ヒット等）
- ・金融債（保護預かり専用商品以外のもの）

なお、保護されない預金等であっても、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります）Q6参照

Q4 保護される預金金額は、金融機関が合併したらどうなるのですか？

A4 平成15年4月以降に金融機関が合併等を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後の1年間に限って、保護される預金等金額の範囲を、「預金者1人当たり1,000万円×合併等に関わった金融機関の数（例えば2行合併の場合は、1,000万円×2=2,000万円）までとその利息」とする特例が設けられています。（仮に過去1年間に何度も合併等を行っている場合には、最後の合併等に関わった金融機関の数でこの特例の計算をします。）

※この措置は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」に基づき、当分の間の特例措置とされています。

Q5 「名寄せ」とはなんですか？

A5 一般預金等は1金融機関ごと預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されますが、破たん金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合、それらを合算して、預金保険で保護される預金等の総額（付保預金額）といいます。）を算定します。これを「名寄せ」といいます。

預金者の皆様へ

①名寄せは預金保険機構で行いますが、破たん金融機関から正確な預金者データが迅速に提出されないと、付保預金額が確定できず預金等保護を円滑に行う上で支障が生じることとなります。②名寄せのために、正確な預金者データを整備するには、預金者の皆様の氏名、生年月日、住所（法人の場合は名称、設立年月日、所在地）、電話番号等が必要です。このため、預金者の皆様は引越しや結婚等によりこれらの事項に変更が生じた場合、速やかに各金融機関での手続きをお願いいたします。

Q6 家族名義や個人事業用の預金はどのように保護されますか？

A6 家族であっても、夫婦や親子はそれぞれ別の人格を有する法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となります。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。

また、個人で事業を営んでいる方の場合、個人事業用の預金は同一人の預金等として合算されます。

Q7 預金保険制度の対象となる金融機関はどのようになっていますか？

A7 対象となる金融機関は次の通りです。

・銀行（日本国内に本店のあるもの） ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫 ・信金中央金庫
・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会

※上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は、預金保険制度の対象外です。

*農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。（詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構【TEL03(3285)1272、ホームページhttp://www.sic.or.jp】までお問い合わせ下さい。

★さらに詳しく知りたいときは下記までお問い合わせ下さい。

- 金融庁 電話 (03) 3560-6000 <http://www.fsa.go.jp>
- 預金保険機構 電話 (03) 3212-6029 <http://www.dic.go.jp>
- 九州財務局 電話 (096) 353-6351 <http://www.mof-kyu.go.jp>

一般向けマネー講座を実施

下記日程で、大分市のコンパルホールを会場に県民の皆様を対象に、講座を開催しました。

1月18日	やりくりのためのマネー講座
20日	50代から始めるライフプラン講座
21日	備えのための災害保険講座



※金融・経済の専門家による詳しい講義を希望される方は、講師派遣（費用無料）をご利用下さい。詳細は事務局までご連絡下さい。

刊行物のご案内

○金融学習ナビゲーター（A4冊子）

各種金融学習用教材や講座等事業等をお探しの際にご利用いただけます。

○預金保険制度（A4変形）

ペイオフの疑問についてまとめられたパンフレットです。

（これらの資料は無償配布していますので、ご希望の方は大分県金融広報委員会までご連絡下さい。）



マネー情報
知るぽると

大分県金融広報委員会

事務局／〒870-0943 大分市大手町3-1-1
県民生活・男女共同参画課内

TEL 097-536-1111（内線3045）

FAX 097-532-6930

e-mail oita00000cfsi@hotmail.com